

公園行政部局が「営造物」と「地域制」を対比的に使い始めた経緯

Process of the Governmental Park Authorities' Usage of "Eizoubutsu(Public Structure)" and "Chiiki-sei" in Contrast

佐山 浩*

Hiroshi SAYAMA

Abstract: This paper reveals the process of the governmental park authorities' usage of "Chiiki-sei", as opposed to "Eizoubutsu (public structure)". "Chiiki-sei" is briefly a system to protect a designated area's landscape etc. based on public regulations, not ownership or management rights of its land. The results were as follows. ① It is highly possible that the period of discussions on the Natural Parks Law draft in the National Parks Councils' consultations and reports in 1951 marked the beginning of the usage of "Chiiki-sei" in contrast with "Eizoubutsu". ② The "Chiiki-sei" was accepted by the park authorities of city parks in the Ministry of the Construction. This is due to the fact that "Chiiki-sei" was used by Kashiro Ishigami, who, as the director of the planning division in the Ministry of Health and Welfare, had had experiences in the field of city parks' establishment and had a network with the authorities of city parks in the Ministry of the Construction through negotiations at the time of establishing peoples' parks. ③ Testsumaro Senge, Ishigami's successor, used "Chiiki-sei" as the same meaning. It is then probable that the usage of the word started to become popular, as explanatory books about the City Parks Law or the Natural Parks Law etc. were published.

Keywords: Eizoubutsu(public structure), zoning(system), "Chiiki-sei", National Park, Natural Park, City Park

キーワード: 営造物, 地域制 (都市計画分野), 「地域制」, 国立公園, 自然公園, 都市公園

1. はじめに

都市公園法が公布された翌年の昭和32(1957)年に発行された『都市公園法解説』には、「現在、一般に公園と呼ばれているものは、営造物公園と地域制の公園とに大別される。」「前者は、国又は地方公共団体等の行政主体が、その土地物件に対する権原に基づいて、直接に公の目的に供用する営造物たる公園である。この場合における権原は、所有権であることが普通であろうが、地上権、賃借権その他所有者の同意に基づく支配権であってもさしつかえない。後者は、行政主体が、風景地の保護又は利用のため、一定の地域を指定し、その地域内において、風致若しくは景観の維持又は利用の障害となるような一定の行為を禁止又は制限して、その利用を制限して、その保護を図って行くものであり、その実例として国立公園法に基く国立公園及び国立公園に準ずる区域がある。その区域内の土地物件について権原を有することは、地域制の公園の要件ではない」¹⁾と営造物公園と地域制公園の違いを対比させて説明をしている(図-1参照)。また、自然公園法が公布された翌年の昭和33(1958)年に発行された『自然公園法解説』には、地域制公園について「わが国の国立公園制度はわが国状に応じた特異な制度として公園区域の土地の所有に係らずに適当な素質条件を有するものを指定して、そこに自然公園としての風致維持のため公用制限を行うためとてまえをとった」²⁾と地域制公園を説明し、また、当時の府県立公園の状況を説明するに際して「府県立公園は明治大正時代を通じて約二〇の営造物公園が設定されたが昭和に入って国立公園法が制定されて以来漸次地域制の県立

公園もあらわれ、これも約二〇の公園が戦前に指定された」³⁾と記し、『都市公園法解説』と同様に営造物公園と地域制公園を対比させている。ここで前二書から営造物公園と地域制公園の特徴を大括りに整理すると、営造物公園は土地の権原に基づき管理される公園であり、地域制公園は土地物件についての権原に基づかず指定された区域において、風致維持のために公用制限を行うことを通じて管理される公園ということになる。

元来、地域制という言葉は、例えば大正13(1924)年に発行された『地域制』のなかでは「我が国の地域制は市街地建築物法に依って定められて居る。即ち用途に従って住居地域、商業地域及び工業地域の三種に分ち、この地域に従って建物の高さ及び一面地に於ける建築面積をも規定して居る」⁴⁾と用いられている。わが国では、大正8(1919)年の都市計画法及び市街地建築物法の公布の頃から、公園のタイプを説明する言葉ではなく、都市域をいくつかの地域・地区に分ける、いわゆる「ゾーニング」の意味で用いられてきた。このように言葉は同じなのに意味が異なることが、例えば、公園研究で著名な田中(1981)⁵⁾や佐藤(1977)⁶⁾の地域制公園の意味で「地域性」を使用していること等、誤字や誤解など混乱を招いている要因となっているのではないだろうか。

地域制を巡っては、戦前から国立公園に関わり厚生省大臣官房国立公園部計画課長を最後に退職した池ノ上(1996)が取りまとめた『地域制国立公園制度の検証(前編)』⁷⁾において「地域指定の国立公園を『地域制公園』と称するのは、語義の上から言ってもまた実体的にも疑義がある。しかし、公園の分野では『地域を指定して、公用制限によって管理する公園』について『地域制公園』という用語が慣用されている」としている。他方、日本の国立公園制度の創設に向けて海外の国立公園の視察をはじめ大きな役割を果たした田村剛(以下「田村」という)は昭和11(1936)年に「国立公園区域内に於ける公用制限の程度を緩和するために、風致上重要なものと然らざるものを地域制により區別することにしてある。特別区域、制限緩和地区等の規定がそれである。これはドイツ都市計

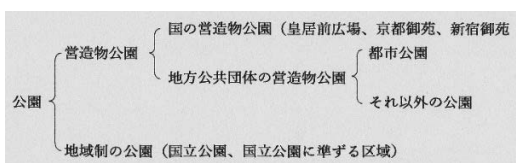


図-1 都市公園法解説(1957)で示された公園体系図

*関西学院大学総合政策学部

畫制度の特色たる地域制のそれに似たもので、頗る重要な制度の一つとせられている」とし、「ゾーニング」の意味で使用している。『田村剛博士著作目録』⁸⁾に取りまとめられている文献をみても田村は昭和48(1973)年まで「地域制」という言葉を著作の中で使用している⁹⁾。従って、一連の田村の地域制の使い方が一貫して「ゾーニング」の意味だけであったのか、それとも公園行政部局による地域制の使用は田村の使い方に影響を与えたのか検証するうえでも本研究の意義は大きいものと思われる。

2. 目的、先行研究及び方法

本論では、当初、都市公園行政において「ゾーニング」の意味において使用されていた地域制という言葉が、公園行政部局において地域制公園という公園のひとつのタイプを示す言葉として、営造物公園と対比する形で使用するようになった経緯を明らかにする。

これまで、地域制公園に焦点を当てたものとしては前述した池ノ上(1996)⁷⁾が挙げられる。また近年、水谷(2016)が、「ゾーニング」が本来の地域制の意味であることを示したうえで、わが国の国立公園制度の特徴を明解に整理し、田村剛の地域制の使い方や営造物公園の対立概念として厚生省事務官が具体的に考えた事例を示している¹⁰⁾。さらに最近、伊藤(2019)が、国内外の事例を踏まえながら、単純に営造物と地域制で公園を分けることはできないのではないかと疑問を投げかけている¹¹⁾。しかしながら、これまで、どうして営造物公園と地域制公園が対比的に使用されるようになったのか、その経緯については、明らかにされていない。

以上のことを明らかにするために本論では、行政資料、各種文献等の分析のほか、関係者¹²⁾からの聴取を行った。

なお、本論文において、公園行政部局とは、中央省庁の公園行政部局を指すものとする。本論で対象となっている主な部局は、建設省(現国土交通省)都市公園行政部局、厚生省(現環境省)自然公園行政部局である。この両者を公園行政部局とする。

3. わが国の公園行政の経緯と「営造物」・「地域制」の関わり

(1) 公園行政の始まりと公園行政所管省庁の歴史

わが国の公園行政は明治6(1873)年1月の太政官達第16号「三府ヲ始人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝区名人ノ旧跡等は泛群集遊観ノ場所…(略)…従前高外除地ニ属セル分ハ永ク万人偕楽ノ地トシ公園ト可被相定ニ付府県ニ於テ右地所ヲ扱ヒ其景況巨細取調図面相添大蔵省へ可伺出事」に始まる。現代風に解せば、「三大都市(東京、京都、大阪)を始め、人々が集中している古くからの景勝地、有名な人の旧跡等で、従来、人々が集まり・遊び・景色を楽しむ場所、その土地が国の所有所管で永く大衆が楽しむに相応しい場所は公園とすべきであるので、府県においては、その場所を選び調査したうえで、図面を添えて大蔵省に伺を立てること」となるであろう。その後、前述の公園行政という観点に着目して所管省庁の変遷を簡単に整理してみると「公園」は官民有区分に伴い「官有地第三種に組み入れられ」¹³⁾、大蔵省から内務省の所管となる。以後、内務省において、「衛生局が国立公園行政へ傾斜し」¹⁴⁾ていくなか、衛生行政を所管する厚生省の新設(昭和13(1938)年1月)に伴って、国立公園行政が同省に移管された。他方、都市公園行政は、大正11(1922)年5月に都市計画課から格上げされた都市計画局が公園計画について積極的に対応した経緯もあつた¹⁵⁾、戦後、内務省から戦災復興院、建設院を経て、昭和23(1948)年7月新設の建設省へと移管された。

(2) 国民公園の所管を巡る動きと結果

こうした状況の中、大蔵省所管の普通財産となった旧皇室所管の土地の処置を巡り思わぬことが起きる。厚生省事務官であった林静一郎(以下「林」という)が昭和55(1980)年に取りまとめた

未定稿『国民公園及び墓苑のあゆみ』¹⁶⁾及び西田(1999)¹⁷⁾の記述から整理すると次のとおりである。①昭和22(1947)年12月23日に片山哲総理大臣は飯島稔厚生省公衆衛生局調査課長(事務官)を呼び出し、大蔵省所管の普通財産となった旧皇室所管の土地について、米国の国立公園局が直接、管理運営するワシントンの首都公園(NATIONAL CAPITAL PARKS)等の例にならって、国立公園に準ずる公園として、一般公開を図ることを至急検討するよう直接、指示した、②三木行治公衆衛生局長(技官)ほか主要な課員による会議において、石神甲子郎(以下「石神」という)係長がひとり、明治神宮外苑造営などを担当した経験から積極受入れ論を展開して方針が決定した、③当時、都市公園担当(戦災復興院)の北村徳太郎施設課長と面談して調整を図った、ことなどが続いた。

こうして同年12月27日には「旧皇室苑地の運営に関する件」が閣議決定され、その中で「旧皇室苑地は、国立の国民公園として、国が直接管理する」ことや同日付の閣議了解の中で「厚生省において国立公園に準ずる取扱いをすること」が明記された。また、昭和23(1948)年10月5日は厚生大臣・建設大臣間の覚書で、旧皇室苑地の運営は厚生省が行うことや建設は主として建設省が行うことが盛り込まれた。さらに、この覚書の後も審議は進められ、昭和24(1949)年4月20日に「旧皇室苑地整備運営計画に関する答申」が取りまとめられた。結果、昭和24(1949)年5月31日に公布された厚生省設置法には第8条第17号として「皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を維持管理すること」が盛り込まれ、他方、同日付で改正された建設省設置法には同第5号の3として「…皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に必要な建設業務を行うこと」が盛り込まれ双方の所掌事務が整理された。ただ、この一件に関連して、未定稿『旧皇室苑地公開の経緯』¹⁸⁾の編集後記において石神は、大学の造園教室の同窓会の席において、建設省の若手技官達より都市公園は当然建設省の所管とすべきであり、厚生省国立公園部所属は不都合として大変攻撃されたところ、北村徳太郎先輩が、旧皇室苑地を国営公園にする公園行政として前例のない画期的制度の創設であったとして筆者の立場を尊重してくれた、と記している。このように本件は、以後の両省間の権限争いに繋がりがかねない感情のもつれを残すものとなった。

(3) 自然公園法と都市公園法の制定の動き

この一件から9年後の昭和32(1957)年に自然公園法が公布されて国立公園法は廃止される。自然公園法制定について『自然保護行政のあゆみ』では、①地方自治法第二条第三項第二号による「公園」の定義が、地方公共団体のいわゆる営造物公園を意味すること¹⁹⁾、②国立公園法自体に都道府県立自然公園に関する規定がない等のことから、国立公園法を準用して都道府県立自然公園の風致の保護を図ろうとすることは法律上疑義があること、③国立公園に準ずる区域(国定公園)についても、国立公園法の一部が準用されているにすぎず法的に不備があつたこと等の理由により、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園に関する総合的な制度確立の必要性があつたとしている²⁰⁾。さらに同書には昭和26(1951)年7月時点で112もの「地域制」自然公園(国立公園・国定公園との重複指定地域を含む。)が全国にあつた²¹⁾、と記している。このような事情により、いわゆる営造物公園の枠に当てはまらない「地域制」自然公園に法的根拠を与えることは急務であつた。昭和26(1951)年になると、早速、1月に開催された全国公園関係主管課長会議の折、自然公園法案要綱が討議された。その後、「自然公園法案要綱」が立案され、同年4月9日に開催された第6回国立公園審議会に諮問され、同年7月11日に答申される。審議会では、「自然公園という名称は、特に都道府県立自然公園の場合都市計画上の公園と混同するおそれがあるから、適切な名称を考える必要があること」²²⁾などの議論があつた。その後、「自然公園法要綱案」が作成され、同年11月16日開催された第8回国立公園審

議会で諮問され、同年12月20日に開催された第9回国立公園審議会で答申された。答申に際しては、審議を付託された制度特別委員会から、3点の意見が報告された。その3点は「都道府県立自然公園は地方自治の立場から独自に指定すること。保存区（特別保護地区）を国定公園、都道府県立自然公園にも設定するようにすること。公園の名称から「自然」の字を削除することが望ましいこと」²⁹⁾である。

一方で都市公園法の制定理由については佐藤(1957)が『都市公園法の施行と今後の公園行政』の中で「従来、営造物である公園に関する法制としては、先に記した太政官布告のほかは、都市計画法及び土地区画整（原文ママ）法に建設に関する規定が僅かあるのみであって、…管理に関する法制が大いに要望されていた」²⁴⁾と記している。さらに佐藤(1977)は、終戦後、学校等他への転用が進み、公園の減少が著しく、質量ともに低下が見られ、また、国有財産法の改正に伴い、地盤国有の公園の土地問題を整理する必要があったことを指摘している。そして、①地方の公園管理者から法制定の要望が高まり、昭和24(1949)年11月に東京で開催された公園緑地協会主催の第1回大都市公園緑地協議会において「公園緑地法制定」の強い要望があったこと、②昭和26(1951)年6月の公園緑地講習会において参加者が自発的に「公園法制定促進」を決議したこと、③昭和28(1953)年4月に大分で開催された「公園制定80周年記念全国公園緑地会議」において全国から600余名が集まり、「公園法制定」が決議され、その決議文は関係方面に提出されたこと、等を記している²⁵⁾。

法制定までの背景は異なるものの、最終的に、都市公園法が昭和31(1956)年に、自然公園法が昭和32(1957)年に公布された。自然公園法が審議開始から公布まで6年もかかったことについては、『自然公園法解説』では「昭和三十一年に至り厚生省と建設省との間に公園行政についての調整がつき、都市計画上の公園に関しては都市公園法において取り扱うことになり」²⁶⁾と記している。都市公園法が遅延した理由としては、戦後、昭和23(1948)年11月30日から昭和27(1952)年7月31日まで官房文書課長を勤めた小林與三次課長等が新しい公園法は、道路法や河川法と同様に国立公園も包含したものにすべきであると考えていたことも理由のひとつであった²⁷⁾。厚生省が反対したのは当然であろう。他方、自然公園法の制定が遅々として進まない中、厚生省は国立公園法で対応しようと昭和29(1954)年9月に国立公園法施行規則の一部を改正した。施行規則の第2章として「準用地域」を設け、速やかな法対応が求められていた都道府県立自然公園等で保護又は利用上、国立公園に準ずる地域を国立公園法に位置付けて国立公園に準じた取り扱いを可能にすることで、都道府県の条例の不備を補うねらいがあった。

(4) 営造物と対比されて厚生省において検討された3つの言葉とその特徴

こうした法律制定過程においては、その法律により自分の省庁の所掌事務に影響が出ないかどうか細心の注意が払われる。越権があれば、係る省庁から同意が得られず、法律は制定されない。当然、自然公園法、都市公園法の制定時、協議に際して、厚生省の所管する公園と建設省が所管する公園を明解に切り分ける概念の整理と、その概念の理解を速やかにさせる言葉が必要となった。

営造物公園と対比する言葉として、厚生省国立公園部に昭和26(1951)年7月1日から昭和27(1952)年11月12日まで在籍した事務官の渥美節夫は「非営造物」²⁸⁾公園を、昭和26(1951)年5月16日から昭和28(1953)年10月9日まで在籍した事務官の福田勉は「区域制」²⁹⁾公園を、そして国立公園部長として昭和25(1950)年11月1日から昭和30(1955)年8月19日まで在籍した事務官の森本潔は「地域指定の」³⁰⁾公園に至った。3人の検討結果は最終的には使用されなかったが、ここで三者様の言葉に至る過程を詳

しく見てみることにする。

渥美(1952)は、まず「公園」という言葉が主な法律のなかで、どのように使われているのかを検討し、その結果、「土地の支配権」が鍵であるとする。次に公園の設置者は「国が公共団体」であることに行き着く。次に営造物公園の特性を分析し、営造物公園は、設置・管理・使用の統制について「管理者たる国又は公共団体が、その目的のため、その機能を生かすため、自己の財産に対すると全く同一の方法によって、極めて完全に、必要と思われるいかなる措置をも講じることができる」とし、これらのことを踏まえて、営造物公園に対比する公園としては非営造物公園が適当であると結論づけた²⁸⁾ ³¹⁾。

福田(1953)は、土地の権利に着目し、国立公園等自然公園が営造物公園とは異なり、「指定以前において種々の所有に属し、或は地上権、地役権等幾多の土地に関する権利が錯綜して設定されたそのままを公園区域として指定」されたものであるとする。その結果、国立公園等自然公園を「区域制の所謂自然公園」²⁹⁾とした。

森本(1954)は、土地に対する管理権の有無により、「都市公園のような営造物公園と、自然公園である国立公園のような地域指定の公園」に区分した。さらに「法律上の問題としては、公園の種別については地域指定の公園及び営造物公園を考慮して立法化すれば足り」³⁰⁾とした。

このように三者の主張を見ていくと結局、土地の所有権や管理権の有無を基本に公園を2つのタイプに区分している点では皆が共通していた。

(5) 営造物と対比的に「地域制」が使われた経緯と「地域制」の新たな意味

こうした検討が進められる中で自然公園行政の造園系技官のトップであった厚生省国立公園部計画課長の石神(1954)が『造園雑誌』に「昭和6年4月国立公園法が公布せられ、従来の公園の観念と異なる、土地の管理権を必要としない、地域制による国立公園の指定を見るに至ったので、当時国立公園の指定に洩れた景勝地を有する府県では、此の制度に倣って、地域制による府県立自然公園の指定を試みるものが生じた」³²⁾と書き、営造物公園に対比させる形で「地域制」を使用した。ただ、これより先に同じ使い方をした者がいた。前述の林である。昭和27(1957)年2月1日に発行された『厚生省だより』の『自然公園について』に関する記事の中で、「自然公園の意味ですが、都市公園が、営造物公園として一つの完全な管理権の上に設定されるのに対し、自然公園は必ずしも管理権を必要としない地域制の公園で、この公園区域内では、公園の目的に反する一定の行為を制限しようとする約束の上に立つ」³³⁾と記した。石神と同様に営造物と対比する形で「地域制」を石神より先に使用していたのである。「林がなぜ地域制を使ったのか？そして、なぜ石神が林と同じ言葉と言い回しをしたのか？」について詳しい経緯は分からない。もしかすると石神が先に使っていた可能性もある。ただ、厚生省国立公園部が監修した『日本の国立公園』(1951)において、都道府県立公園一覧表の注書きに「備考欄に※印のあるのは県が土地の所有権を有するか、或は地上権を設定している公園（合計三二）でその他（合計一〇八）は概ね地域制の公園」³⁴⁾とある。つまり、一覧に示された公園について、土地所有権又は地上権が設定されているかどうかと対比させる意味で使われている。この資料は欄外に昭和26(1951)年7月20日現在とある。同年の国立公園審議会における「自然公園体系整備に関する件」の諮問・答申、さらに「自然公園法要綱案」の諮問答申と時期的に重なり、これは一連の審議会資料として取りまとめられた可能性が高い。営造物もあれば、「地域制」もある都道府県立公園を巡り、両省の所掌がバッティングすることを想定して資料が作成されたものと思われる。さらに昭和25(1950)年5月に厚生省国立公園部が作成した『国立公園関係法規集』中、巻末に掲載さ

れた「八、国立公園その他景勝地、都道府県別調(昭和二五年五月現在)」³⁵⁾では、道府県立公園は同じ括りで整理されていたが、前述の『日本の国立公園』の「自然公園及景勝地一覧表」(P266-267)では都市公園的性格のものは除外されて都道府県立自然公園として整理されており、大きく異なっている。こうしたことを踏まえると、営造物と対比する形で「地域制」を使用するようになったのは、昭和26(1951)年の自然公園法要綱案の諮問・答申に至る過程である可能性が極めて高いことになる。これらのことに関連して、先の林(1952)による発表は、自然公園法要綱案の答申直後のことであり、林は一連の審議会に深く関わっていたとみられる。その他、厚生省国立公園部が設置された創成期に石神計画課長のもとで林と一緒に仕事をしている同志である。林は昭和23(1948)年に厚生省事務官として採用され計画課に配属²⁸⁾されており、その年は、10月に旧皇室苑地に関して、建設省との間で覚書が結ばれる等、両省間での協議・調整が行われた年である。計画課において行われていた旧皇室苑地の一連の経過等を石神とともに詳細に知っていたためだろうか、林は昭和54(1979)年10月に石神が亡くなった後、『旧皇室苑地公開の経緯』を引き継ぐように『国民公園及び墓苑のあゆみ』を昭和55(1980)年2月にまとめている。旧皇室苑地の一連の経験により、石神と林が都市公園の本質が「土地の権原」にあることを見抜き、営造物公園と対比する言葉として両者が共に「地域制」を使用した可能性もある。

一方で、営造物と対比的に「地域制」が使用されたことにより、「地域制」は都市計画で使われていた「ゾーニング」とは別の意味も明確に持つようになった。正に水谷(2016)のいう「私有地も区域に含めて指定し、公用制限により私権を制限」¹⁰⁾という意味である。この「地域制」という言葉と用法は、石神、そして石神の後任として計画課長となった技官の千家哲磨へと受け継がれ³⁶⁾、『都市公園法解説』、『自然公園法解説』等で使われていった。

4. まとめ

以上のことを整理すると次のとおりとなる。

- ①営造物と対比して「地域制」が使われるようになった時期は、昭和26(1951)年の自然公園法要綱案に関連する一連の国立公園審議会諮問・答申の頃の可能性が極めて高いと考えられる。
- ②「地域制」が『都市公園法解説』を通じて、建設省の都市公園担当部局にも使われるようになった要因として、都市公園行政に関与した経験のほか、旧皇室苑地の国民公園化の一連の協議等を通じて建設省都市公園行政部局と交流があり、厚生省国立公園部計画課長という要職にあった石神が使用したことが挙げられる。
- ③「地域制」という言葉は、石神から後任の千家へと引き継がれて使われ、合わせて『都市公園法解説』、『自然公園法解説』等でも使われおり、公園行政部局に広まっていったと考えられる。

補注及び引用文献

- 1) 檜垣五郎(1957)：都市公園法解説：公園緑地協会，32
- 2) 堀井勝・池ノ上容(1958)：自然公園法解説：(財)国立公園協会，29
- 3) 前掲書2)，30
- 4) 財団法人東京市政調査會(1927)：地域制，46
- 5) 田中正大(1981)：日本の自然公園：相模書房，284pp
- 6) 佐藤昌(1977)：日本公園緑地発達史(上)：株式会社都市計画研究所，698pp
- 7) 池ノ上容(1996)：地域制国立公園制度の検証(前編)：国立公園544，2-7
- 8) 田村先生を偲ぶ会(1980)：田村剛博士著作目録，20pp
- 9) 田村剛(1973)：国際国立公園委員会に於ける海中公園会議：国立公園282，21

- 10) 水谷知生(2016)：私有地を含む国立公園への田村剛の考えと1931年国立公園法の実際：ランドスケープ研究(オンライン論文集)9，24-32
- 11) 伊藤太一(2019)：営造物(制)と地域制のルーツ(江戸川大学国立公園研究所から(連載第6回))：国立公園771，23-24；営造物・地域制区分の海外の国立公園適用(江戸川国立公園研究所から(連載第7回))：国立公園772，23-24
- 12) 関係者とは複数の環境庁OBであり、うち一人は林静一郎と厚生省勤務時期が重なっている鹿野久男(元環境庁審議官)である。
- 13) 丸山宏(1994)：近代日本公園史の研究：思文閣出版，27
- 14) 水内佑輔・古谷勝則(2016)：帝国議会と行政の関係をふまえた国立公園行政の開始に関する研究：ランドスケープ研究(オンライン論文集)9，63-71
- 15) 前掲書13)，141
- 16) 林静一郎(1980)：国民公園及び墓苑のあゆみ(未定稿)：環境省自然環境局保管資料
- 17) 西田正憲(1999)：国民公園の発足、公園化とその計画原理等の観点からみた京都御苑の戦後の変遷，ランドスケープ研究62(5)，439-442
- 18) 石神甲子郎(不明)：旧皇室苑地公開の経緯：環境省自然環境局保管資料
- 19) 条文は「公園、運動場、広場、緑地、道路、橋梁、河川、運河、溜池、用排水路、堤防等を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。」
- 20) 環境庁自然保護局(1981)：自然保護行政のあゆみ：第一法規出版株式会社，118
- 21) 前掲書20)，103-104
- 22) 前掲書2)，12
- 23) 前掲書20)，119
- 24) 佐藤昌(1956)：都市公園法の施行と今後の公園行政：公園緑地18(1)：公園緑地協会，2
- 25) 前掲書6)，455-465
- 26) 前掲書2)，13
- 27) 佐藤昌(1998)：わが国公園緑地行政の基盤：建設省五十年史(2)：社団法人建設広報協議会，118
- 28) 渥美節夫(1952)：自然・公園・法(三)：国立公園35，2-4
なお、渥美節夫、福田勉、林静一郎の国立公園部在籍期間等は厚生労働省人事課への電話での聴取(渥美及び福田は令和元(2019)年8月30日、林は同年8月26日)による。
- 29) 福田勉(1953)：国立公園管理上の諸問題：国立公園40，9-12
- 30) 森本潔(1954)：公園行政の問題：国立公園50，4-5
- 31) 渥美節夫(1952)：自然・公園・法(一)：国立公園33，2-5
渥美節夫(1952)：自然・公園・法(二)：国立公園34，8-10
- 32) 石神甲子郎(1954)：府県立自然公園に就て：造園雑誌17(3)，8。伊藤武彦(1931)『国立公園法解説』(国立公園協会)によれば、国立公園区域に私有地を編入する場合には私法上の権利を設定することが最も望ましいが、現実的には不可能である場合が多いことを踏まえつつ、風致保護は公法上の公用制限規定で足りるとしている。
- 33) 林静一郎(1952)：自然公園について：厚生省だより4(3)，13
- 34) 厚生省国立公園部(1951)：日本の国立公園：財団法人国立公園協会，265
- 35) 厚生省国立公園部(1950)：国立公園関係法規集，220-223
- 36) 千家哲磨(1957)：自然公園法：造園雑誌21(2)，16

(2019.9.28受付，2020.3.30受理)